



平成27年5月14日

各 位

上 場 会 社 名 日 本 ギ ア 工 業 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 丸 本 桂 三
(コード番号 6356 東証2部)
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 管 理 部 長 林 秀 樹
(TEL 0466-45-2100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の第113回定時株主総会に、定款の一部変更案を付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条（取締役の責任限定契約）及び第36条（監査役の責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、第27条（取締役の責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程（予定）

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月25日
定款変更の効力発生日	平成27年6月25日

以 上

【別紙】

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第27条～第34条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告は、<u>電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第28条～第35条(現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第36条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令で定める</u></p>

<p>第35条 ~ 第40条 (条文省略)</p>	<p><u>金額のいずれが高い額を限度とする 旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第37条 ~ 第42条 (現行どおり)</p>
---------------------------	--

以 上